

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

紹介した求職者が労働契約に基づく業務を開始した日より、3ヶ月以内に自己都合の退職により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人事業者に返戻いたします。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の80%
- (2) 入社後1ヶ月超2ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の50%
- (3) 入社後2ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の20%

ただし、派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合には、この返戻金制度は適用いたしません。求人事業者と当社との個別の契約において、異なる取り決めを行う場合がございます。

(留意事項)

退職に至った理由が、入職前に提示された労働条件と入職後の労働条件が入職後著しく異なっていた場合や、求人側の都合による解雇、明らかな求人者の責である場合は返戻金の対象外となります。